

卷頭特別対談

人権擁護法案の危険性



衆議院選挙での苦戦

米田 城内さん、05年9月の選挙は、大変でしたね。

城内 はい。郵政民営化法案に反対をしまして、安倍晋三先生に説得されている場面がマスコミに取り上げられて、何度もテレビで流されましたので、それをめぐつてもいろいろと言われましたね。

05年の選挙では、改革か、改革に反対かと、たびたび言わっていましたが、改革に反対の議員はまずいないと思います。共産党だって彼らなりの改革をしようとしています。郵政法案に関しては、私は、郵政民営化関係合同部会に毎回出席し、衆議院の郵政民営化特別委員会にも合計百数十時間出席して、何度も繰り返し法案を読み、やつぱりこの内容では国民のためにならない法案だと思ったのです。

米田 法案とプロセスに納得がいかなかつたのですね。

城内 そうです。それで自民党から公認を得られず、無所属で出馬しました。

米田 その模様が家族ぐるみでメディアにも取り上げられたりしていましたね。選挙区(静岡7区)では、自民党から「刺客」として、片山さつき氏が送られ、わずかの差で落選してしまいました。選挙を振り返ってみていかがでしたか。

城内 そうですね。対立候補の応援にいらっしゃった自民党の最高幹部の方から、城内は問題を起こした奴だ、二重人格者だなどと、宣伝され、選挙妨害まがいの誹謗中傷のようなこともたくさん言われた中での選挙でした。自民党の号令で経団連も企業を動かしていましたし、とにかく外から

これは「人権」という名の「人権抑圧法」だ

今年の国会でも提出の動きがある「人権擁護法案」。聞こえのいい名称だが、人権の定義はあいまいで、ちょっと何かを言われたら、「人権侵害だ」と切り返せば、事実上それがまかり通るなど、法案は穴だらけ。結局は「人権侵害」を隠れ蓑にした者がはびこる可能性が高いしくみだ。

この危険な法案の中身にいち早く気付き、断固反対を訴え続けている城内実氏と、日本の行く末を真剣に考える米田建三氏に、現在の法案が通つたら、日本は、治安はどうなるのかを語つていただいた。

わんわん攻め込まれたという感じでした。マスコミはその影響力も大きいと思います。マスコミはそのときおもしろければいいという姿勢で報道しますから、国家、国民の10年後20年後がどうなるかを真剣に考えているわけではないのだなと痛感しました。

米田 選挙については今後、懸念されることがありますね。私は10年間衆議院にいましたが、最初の代表質問のときに、1選挙区から1人当選という小選挙区制に異議を唱えたことがありました。死に票が増えるなど、多くの問題があると考えたからです。小選挙区制は、必然的に党執行部の権力が大きくなります。そこで、今後重要なことは、透明で公正な候補者選定方式が確立されることでしょう。例えば、客観的な候補者選考委員会を作つて候補者をきちんと練つて、選ぶというシステムができるといいだけません。いい悪いではなくて、今回は急激な解散で、候補者がばたばたと決められた。国會議員は、国政を荷うのにふさわしい見識があることがまず大前提ですから、理念を持たない政治家が生まれ、それを国民が喜んで迎えるというのは問題だと感じます。

人権擁護法案という名の 「人権侵害糾弾法」

帝京平成大学教授

米田 建三

米田 今回の選挙の結果を受けて、日本の国益をきちんと構築すべきだという考え方の人たちは、一様に、城内さんを始め、期待をかけている一部の保守政治家たちが、今回の選挙で、影響力のある立場を失つたことに危惧の念を抱いています。城内さんが、在任中に法案に断固反対してきた、「人権擁護法案」という名の人権侵害を糾弾すると



人権擁護法案は、「人権」の定義と人権委員会の選定基準が極めてあいまいな法案

城内 実(きうちみのる)

昭和40年生まれ。平成元年東京大学教養学部(国際関係論)卒業後、外務省に入省。在ドイツ日本大使館勤務などを経て、15年衆議院総選挙で自民党から出馬、初当選。「日本の領土(竹島、尖閣諸島等)を守るために行動する議員連盟」ほかに参加。父は元警察庁長官、城内康光氏

人権擁護法案(抜粋)

(定義)
第二条 この法律において「人権侵害」とは、不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう。

5 この法律において「人種等」とは、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向をいう。

(人権侵害等の禁止)

第三条 何人も、他人に対し、次に掲げる行為その他の人権侵害をしてはならない。

2 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として前項第一号に規定する不当な差別の取扱いをすることが助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報文書の頒布、掲示その他これらに類する方法で公然と摘示する行為

(委嘱)

第二十二条 人権擁護委員は、人権委員会が委嘱する。

3 市町村長は、人権委員会に対し、当該市町村の住民で、人格が高潔であつて人権に関して高い識見を有する者及び弁護士会その他の人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員のうちから、当該市町村の議会の意見を聽いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(不当な差別、虐待等に対する救済措置)

第四十二条 人権委員会は、次に掲げる人権侵害については、前条第一項に規定する措置のほか、次款から第四款までの定めるところにより、必要な措置を講ずることができる。

2 次に掲げる不当な差別的言動等

イ 第三条第一項第二号イに規定する不当な差別的言動であつて、相手方を畏怖させ、困惑させ、又は苦しく不快にさせるもの

五 前各号に規定する人権侵害に準ずる人権侵害であつて、その被害者の置かれている状況等にかんがみ、当該被害者が自らその排除又は被害の回復のための適切な措置を執ることが困難であると認められるもの

(特別調査)

第四十四条 人権委員会は、(中略)次に掲げる処分をすることができる。

一 事件の関係者に出頭を求め、質問すること。

二 当該人権侵害等に関係のある文書その他の物件の所持人に對しその提出を求め、又は提出された文書その他の物件を留め置くこと。

三 当該人権侵害等が現に行われ、又は行われた疑いがあると認める場所に立ち入り、文書その他の物件を検査し、又は関係者に質問すること。

いう、とんでもない法律が、国会に再び提出される動きがあるそうですね。05年は、城内さんや若手議員の方が中心になつて、その危険性を訴えて、なんとか廃案になりました。そういう体を張つて、戦つてきた方がいなくなると、今度は法案が通ってしまうのではないかと心配です。この法案の問題は何かを改めてたどつていただけますか。

城内 この法案の概略は、人権侵害を受けた人を救済するため、新たに法務省の外局として「人権委員会」を作り、その下に全国に2万人の人権擁護委員を置いて人権救済を図るというものです。人権侵害は、もちろんあってはならないことです。が、この規制の内容や人権侵害の定義には、根拠があいまいなところばかりです。

まずいきさつを簡単に言いますと、これは一度平成14年に国会に提出され、メディア規制が過ぎるということで、成立しなかつた法案です。そのとき、私は議員ではなかつたので、経緯の詳細は存じませんが、それが平成17年3月になつて、再び浮上し、法務部会にかけて通そうという動きに

いた。この法律において「人種等」とは、人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向をいう。この法律において「人権侵害」とは、不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう。この法律の運用に当たつては、関係行政機関及び関係のある公私

の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

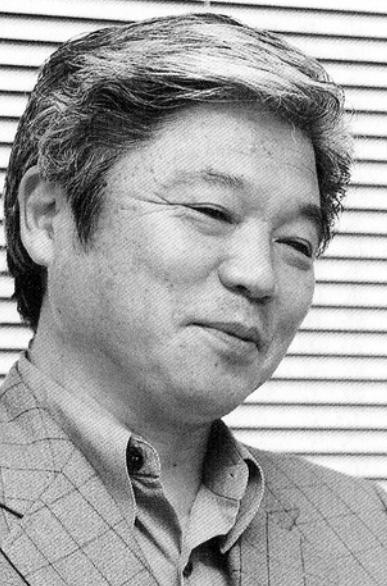
(関係行政機関等との連携)

第八十三条 人権委員会、厚生労働大臣及び国土交通大臣は、この法律の運用に当たつては、関係行政機関及び関係のある公私

人権擁護法案の危険性



**見識のない政治家が生まれ
それを国民が喜んで迎える
というのは問題**



米田 建三(よねだ けんぞう)

昭和22年長野県生まれ。47年横浜市立大学商学部卒業後、出版社勤務を経て、62年横浜市会議員。平成5年衆議院総選挙で初当選。以後3期連続当選。北海道開発統括政務次官、防衛庁政務官等を歴任し、14年小泉内閣で内閣府副大臣。拉致問題にも精力的に取り組んできた。16年から現職。現代ライフ学部で教鞭をとる

も「人権侵害」になってしまふ危険性が大きいにあります。

人権について、すべてを包括するという、言ってみればこれ一つで万病に効く薬のようなもので、法案としては非常に恐ろしいものです。

米田 なぜ、そもそもそのような法案を作ろうとしたのかというと、もとは同和対策基本法がなくなつてしまふので、それに代わるものを作らなければならぬという政治的な動きがきっかけです。それが何を勘違いしたか推進論者が、いつまでも同和対策のカラーではいけない、ついでに美しい「人権」という言葉のもとに、なんでも守る法律にしようとしてしまったのですね。

城内 それから、もう一つの要因としては、平成10年に国連人権委員会が、わが国政府に対しても人权救済機関を設置すべしという勧告を出しました。いわゆるパリ原則です。では日本がそれをつくるなければならないかというと、そうではなく、これはあくまで勧告です。例えばアメリカやイギリスは、雇用の機会や人種差別に特化して、チエッ

クをする機関を設けています。このパリ原

則は、どちらかというと、発展途上国や、北朝鮮やアフリカの一部の国のように、もともと人権が擁護されていない国に対しての勧告だと理解するのですが、所管の法務大臣の指揮監督をいつさい受けない強大な権力を持っています。5人で構成され、その下に、全国の人権擁護委員が2万人いるこれまで状況は悪くありませんから、必ずしも取り入れる必要はないのです。

米田 日本のような先進国では、まだ改善の余地はあるにしても、性による差別、その他の差別はいけないのだと理解していく、すでに雇用機会均等法があつたり、個別法もいくつかありますからね。それでも足りないと問題になつていては、個別法を作つて対応するべきです。

人権委員会の任命の あいまいさ

米田 この法案がもし通つてしまつた場合、どうなるのか、内容を順に見ていきましょう。この法

5人同一の性のものが最低2人以上とされています。仮に、人権に詳しい専門家の5人が男性だったとしても、それではいけないということです。

米田 しかも、人権委員会そのものは、委員長1人、委員4人の独立したアンタッチャブルな存在になるんですね。内閣総理大臣が、衆参両院の同意を得て任命し、任期が3年。しかしながら職務行使の独立性は保障される。彼らが暴走しても、チェックする機関もない。この5人で、全部のこの包括的な人権問題を扱うことは物理的に無理なので、実際は、この全国に散らばる2万人の人権擁護委員が事案に対処するというわけですね。

城内 そこで一番問題なのは、人権擁護委員の選出方法です。現在の法案の原文では、選出基準に国籍要項がありません。例えば在日韓国人・朝鮮人でもなることができます。朝鮮総連の構成員も在日朝鮮人の人権を擁護する団体として、人権擁護委員になることができます。そうすると、例えば北朝鮮の金正日総書記のことを悪く言つたら、在日朝鮮人に対する差別だと言われて、摘発の対象になる可能性もある。この部分は、やはり危険だ

案はまず、人権委員会をつくるとありますね。

城内 「人権委員会」とは、いわゆる3条委員会

(※)で、法務省の外局に置かれることになつてい

ます。しかし、所管の法務大臣の指揮監督をいつさい受

けない強大な権力を持っています。5人で構成さ

れ、その下に、全国の人権擁護委員が2万人いる

といふ仕組みです。各市町村のその人たちが挙げ

てきた、人権侵害とされる事案を委員会や人権委

員会の事務局が、内部で虎の巻のようなものを作

つて、人権侵害かどうか判断するのです。これは、

実際は人権委員会のメンバーに、だれがなるかと

いうことで方向性がすべて決まつてしまふよう

ものですね。付け加えて言うと、今の法案では、

5人同一の性のものが最低2人以上とされています。

仮に、人権に詳しい専門家の5人が男性だつたとしても、それではいけないということです。

米田 しかも、人権委員会そのものは、委員長1

人、委員4人の独立したアンタッチャブルな存在

になるんですね。内閣総理大臣が、衆参両院の同

意を得て任命し、任期が3年。しかしながら職務

行使の独立性は保障される。彼らが暴走しても、

チェックする機関もない。この5人で、全部のこ

の包括的な人権問題を扱うことは物理的に無理な

ので、実際は、この全国に散らばる2万人の人権

擁護委員が事案に対処するというわけですね。



人権委員会が警察権を上回る 強大な権限を持つていいのか

と判断したのでしょう、今は法務省が凍結しようと
と言っています。

例えば、私は議員時代に北朝鮮産のアサリの実態を調べに、山口県下関港に現地調査に行きましたが、そういう活動が、場合によっては在日朝鮮人や朝鮮総連の方から、「人権侵害に当たる」と言われる可能性も高い。そうすると、人権擁護委員の方が来て人権委員会に言い、調査をしてくれと言ふ場合もあり得るわけです。また、北朝鮮に経済制裁をするべきだなどと言つたら、もちろんその対象になるでしょう。

米田 北朝鮮のコントロール下に朝鮮総連があることは明白ですし、韓国政府のコントロール下に民団があることも明らかです。つまり、日本政府が外国にコントロールされかねない危険性もあることを十分認識しておく必要があると思います。

人権擁護委員は、第22条3項で「うたつて」市町村長が、市町村の住民で、人格が高潔で、

人権に高い識見を有する者の中から、弁護士会その他の人権の擁護を目的として、又はこれを支持する団体の構成員のうちから推薦するとありますね。

城内 それが一番問題なんです。一言で言うと、弁護士会あるいは人権団体のメンバーから選ぶということです。しかも人格が高潔と、どう判断するのか。さすがに私どもは、何度もこれはおかしいのではないかと言つて、法務省はこれを削除することになりました。どういうことかと言うと、弁護士会の中にある人権擁護委員会やNHKと朝日新聞論争で話題になつた、女性国際戦犯法廷を主宰したバウネットジャパン、朝鮮総連などがおそらく人権団体に入つてしまつということです。

そういう一定の党派のイデオロギーを持つた団体と緊密な連携を図る義務が生じかねません。

米田 そう、市民団体でも何でも人権委員になれるわけです。

城内 弁護士会は、過去に各地の弁護士会から人権擁護を目的とした、おかしな勧告をいくつも出しています。私が調べたもので一例を挙げると、大阪弁護士会が、高槻市の中学校の校長先生が、卒業式に君が代齊唱について、生徒に歌うことや起立することを強制しませんと、事前に説明しながら、このことに対する「生徒の思想・良心の自由に対する配慮が不十分であり、生徒の人権侵害だ。子供の権利条約にも反する」と、勧告しました。

私が、そんなばかな、と思ってこの校長先生に電話で聞いたところ、確かにその通りのことがあつたということでした。1年前に、人権活動家と思われる方が来て、そういうことはおかしい、と言つてきたそうです。校長先生は、「これは学習指導要領に沿つてやっていますし、多くの父兄が

せんがそれでご了承ください」と答えました。するとその1年後に、大阪弁護士会から、勧告が送られてきたそうです。しかし、弁護士会にこういいう勧告をする法的根拠はありません。

人権擁護法案が成立することによって、まさにこのような活動に、法的なお墨付きを与えてしまします。

※14ページにほかの例を掲載

米田 つまり、市町村長が、いわば「自称人権委員会」の構成員の中から人権擁護委員を選んで、議会の委員の意見は単に聞くだけで、中央に推薦するわけです。市町村長が特定の偏向した思想の持ち主だつたら、待つてましたとばかりにその種の人間を委員にするでしょうし、気の弱い市町村長であつたら、恫喝^{どくかつ}得意な団体がたくさんありますから、脅されて、言いなりになつて委員を推薦してしまうことは目に見えていますね。

ではこの人権団体とは何なのだ、と法務省の幹部と議論すると、これまで人権擁護団体だとしか答えません。法案にもそれしか書いていない。まるで禪問答のようです。刑罰を伴うような執行権限を持つ委員会をフォローアップするメンバーの選定の仕方が極めてあいまいで、しかも恣意的かつ偏向した形で選ばれる可能性が高いという大前提は危険です。

ところで、この法案には、口をあんぐりと開けてあきれかえるような、恐るべき罰則があるんですね。

恐るべき罰則と 警察以上の権利

城内 5人の人権委員会には、警察権を上回る、非常に大きな権限があつて、処分をすることがで

人權擁護法案の 危險性

けです。場合によつては立ち入り検査をして、人権侵害にかけられた者に対して、出頭を求め、質問したり関係があると思われる文書などの物件を留置することができます。そうすると、パソコン、日記本などを、差別的な発言の常習者であるかどうかをチェックするために持つていくこともできるわ

強制ではなく任意ですが、要求されても出頭しなかったり、文書や書類を提出しなかつた場合には、30万円以下の過料が科せられます。これは現在の法律で、裁判所に出頭してくださいと言わされて、出頭しなかつた場合よりも高い金額です。

私は、この「人権委員会」なる行政の一機関に過ぎない団体が、司法のような権限を持つていいのか疑問があります。これは憲法違反の疑いも濃い。

「抑留・拘禁に対する保障」(34条)、あるいは住宅侵入・捜索・押収に関する保障」(35条)に反する可能性が高いですし、そもそも三権分立の原則に反すると思うのです。おそらく法務省の関係者は、人権委員会は、権限を乱用しないと言いますが、例えば政権がファシズムに走つたりすると、これはとても便利な機関になってしまって、人権擁護委員を、ファシスト党の人で揃えて、反体制の意見をすべて排除することも可能になるわけです。

田中 中央の人権委員会が権限を持ち、この下に各地方にいる人権擁護委員なる圧力団体代表者がいいわば地方の代表者とリンクすることになる仕組みです。委員になるには、国家試験もないのですが、公務員でもなく、警察でもない、何の資格も持たない、ただ人権ワッショイワッショイと言つて、おじさんおばさんが、人に対する強制的に出頭

つことになる。これは大変な問題です。

城内 このような法律ができてしまうと、各都道府県で人権擁護課を作り、さらに市町村で、人権擁護推進室を作り、また、人権擁護条例を作るという動きになるでしょう。そうなると、人権擁護担当課に、特定の思想や宗教を持つている専門家が来ることが予想されます。このやり方は、まさに今ブームになっている男女共同参画法と同じで、どうなかたちで、広がっていくのではないかと田中です。

米田 これは、日本の政治全体の、あるいは良識ある国民全体の大きな課題で、この危険性について知らせていく必要があると思います。同時に厳しい目で、今後の国会の動向にも注目していくかなければいけません。

治安の影響も

城内 まず、一言で言うと、人心の荒廃とでもいうのでしょうか、ものも言えない殺伐とした国家になると思います。例えば合法的な恐喝が可能になると思います。例えば42条第2号イにありますように、「予防」や「おそれがあるとき」あるいは「相手を恐怖させ」「困惑させ」「著しく不快にさせるもの」でも人権侵害とし、救済措置が取られ

て、ちょっとした言葉尻をとらえて「あなたの発言は人権侵害だ。でも、慰謝料を10万円くれば、人権委員会に申し立てはしないから重い処分を免れるよ」という恐喝がはびることになりかねません。

米田 悪質な事件屋が、人権活動家になり得るの^で、人を陥れようと思つたら簡単です。

城内 警察は、あらゆる業務がやりにくくなると思ひます。職務質問で言葉尻をとらえて「それは人権侵害だ」と言われることがまかり通るのです。在日外国人などは調査しにくくなると思います。

米田 捜査官をも告発することができるから、捜査妨害が行われるでしょう。

城内 はい。この人権擁護法案がすさまじいのは、天皇陛下から一般の国民、日本に居住している外国人に至るまで、すべてが特別調査権の対象にな

治安の影響も

米田 「人権擁護法案」が成立した場合、治安への影響も大きいですね。

す。例えば合法的な恐喝が可能になると思ひます。例えは42条第2号イにあらうように、「予防」や「おそれがあるとき」あるいは「相手を畏怖させ」、「困惑させ」、「著しく不快にさせるもの」でも人権侵害とし、救済措置が取られ

そうすると、偽人権団体などができる

日本が事実上外国の
コントロール下に置かれる
危険性を認識しなくては

城内 まず、一言で言うと、人心の蓋
廢止でもうのでしょうか、ものも言

えない殺伐とした国家になると想いま
す。例えば合法的な恐喝が可能になる

と思ひます。併しに4多第2号へいわる如く、「予防」や「おそれがある」と「一つの」は「目」と「いふ筋」、「士」、「因

「感させ」、「著しく不快にさせるもの」でも人権侵害とし、救済措置が取られ

そうすると、偽人権団体などができ



るのです。一度人権侵害者とされたら、その人にレッテルが張られますから、社会的地位や信用はなくなってしまいます。政治家などは致命的ですね。

米田 政治目的で敵を設定しておいて、汚名を着せるなど、社会をかく乱することができます。

城内 人権侵害をした者は氏名が公表されることになっていますから、一部のマスコミと連携して、調査が入った時点で、その人のありとあらゆることを公表して、社会的地位をおとしめることもできます。人権委員は、生活の隅々にまで実力を行使できるので、ナチスの秘密警察のような人権「抑圧」団体になる可能性も高いです。

また、人権を侵害されたとされる者に対しては、

今の人権擁護法案が成立すると 「人心の荒廃」をまねき、 殺伐とした世の中になってしまう



米田 ところで、以前から出たり消えたりしてきました、在日外国人に選挙権を与える「永住外国人参政権法案」も同じような危険性を含んでいます。また息を吹き返しそうですね。

城内 はい。私はかつて外務省アジア局北東アジア課というところにおりまして、韓国政府は、首脳会談などをするたびに、在日韓国人の参政権を早く与えてくれと言っていました。しかし、万が一、日本と韓国が戦争をしたら、在日外国人はどう忠誠を誓うのか、ということまで真剣に考える必要があると思います。

米田 国会議員の中にも、選挙権を与えてもいいのでは、という方が非常に多い。参政権の反対は、私が議員時代に力を入れてきた活動の一つです。40年前に、韓国政府が、在日韓国人に対して召集令状を出したことがありました。問題は、日本に永住権があつても、国籍は自國のままですから、韓国など、徴兵制のある国の人には、祖国の兵役の義務が残っています。韓国は、現在は海外永住者に対

が、人権を侵害した者には、同等の救済措置がないのです。これは法の下の平等に反します。

結局、この法案によって、本来は人権侵害でないものの審査に予算や人が向けられて、本来救済をすべき、人権侵害で苦しんでいる人に手が差し伸べられないことになってしまふ恐れがあります。

永住外国人参政権問題への疑問

●神奈川県教委による「国旗・国歌に関する調査」で県立高校校長が「過激な発言をする生徒に説得した」と答えたことは、憲法19条を侵害し、子どもの権利条約12条「子どもの意見表明の権利」を侵害したとした(平成16年横浜弁護士会)。

●東京都立の養護学校で疑似人体模型(ダッチャウイフ)等を用いて行き過ぎた性教育をし、勤務中の飲酒等をしていた教師に対し、都教委が厳重注意処分にしたことが、子どもの学習権や教育の自由を侵す人権侵害とした(平成17年、東京弁護士会)。

●朝鮮学校卒業生が中学校卒業程度認定試験(中検)を課せられているのは、教育を受ける権利を侵害とした(平成16年新潟弁護士会)。

【日弁連等が「人権擁護」の勧告を実施した一例】

する徴兵は休止ですが、いつでも復活し得る。祖国の政治家になることも可能です。現に、朝鮮総連幹部の複数名は北朝鮮の国会議員です。そのような現状でその人たちに、選挙権とはいえ、日本の政治をも左右する権利を与えるわけにはいきません。国家というのは、いずれ相対立することもあるのです。自分がどの国家に所属するかということは、とても大切なことです。

そもそも選挙権は日本国民に与えられた権利ですから、外国人に選挙権を与えるのは、憲法に反します。選挙権がほしいのなら、帰化して日本の国籍を取ればいいのです。実は日本は、帰化の申請をすればほとんどがパスする国です。簡単に取れるのに、取らないということは、日本という国に身構えている人々と思われても仕方がない。

城内 それから、日本国籍を取らないことによるメリットもありますね。例えば在日朝鮮人の方の商工関係者は、幹部が税務署と団体交渉をすることができ、日本人よりも税金が優遇されています。

米田 日本では国民に準じた扱いを与えられています。自国の国籍も持っている、その上に選挙権も

人権擁護法案の危険性



永住権を持つ外国人に参政権を与えるようというのは国家といふものの概念が希薄になつた証拠

というのは、少し欲張りすぎではないかと思いま
すね。それから、税金を納めているから選挙権を
与えようと言う方もいますが、税は、道路など社
会的インフラの利用料であって、選挙権を保証す
るものではない。外国に住む日本人も、その国の
税を収めています。また、それなら税金を払つて
いない人や生活保護家庭のように、税金が免除さ
れている人には選挙権を与えないのかとも言える
わけでしょう。こういう論議は、国民にとって、

城内 軍後日本の日本は性善説に立つていて、國を守
ることに對して、非常に脇の甘い国家になつてい
ます。だから男女共同参画法が、あまり疑問を持
たれず、すと通つてしまつたりするんです。米
田先生が、議員のときにがんばつて在日外国人参
政の法案に反対してこなけば、これもあつさ
り通つてしまつたかもしれない。議員もほとんど
人が法案をよく読んでいないだろうし、危険な
部分に気が付かない。人権擁護法案も私やだれか
が言い出さなければ、衆議院、参議院とも、すで
に通つていたかもしれない。政策は、國の方向性
をきちつと踏まえなければいけませんが、現状で
は、官僚と一部の人が作つた法案をすと通して
しまつ面があると思います。郵政民営化法案もそ
うかもしれません、こういう法案について、知
れば知るほど、何とかしなければいけないと思
います。郵政法案の場合は、自民党内の主要な郵
民営化の委員、つまり法案の中身を最も熟知して
いるメンバーは結局、ほぼ全員反対していました。
米田 ただでさえ、日本はスペイ天国だと言わ
れます。選挙権だけでも、与えれば、自國のコ
ントロール下におくことのできる議員を生み出す
ことになります。票を集めてやるから出馬しろ、
と言えば、出たがりやの人はどんどん出るでしょ
う。外国人の多い地方都市では特に顕著でしょ
う。そういう意味では、治安上危機になりますね。
まさに合法的に破壊工作やスパイ行為に手を貸す
ことになりかねない。

城内 まつたくその通りで、日本は脇が甘い民主
主義国家です。私はドイツに10年いたのですが、
ドイツはナチスの経験もあるので、人権等には敏
感で、自由や人権を一部制限しても、全体主義
から民主主義と自由を守る、「戦う民主主義」で
した。それに比べると、日本は緊張感が足りない
と感じます。これから国際的な時代に、日本も
見習った方がいいのではないかと思います。
米田 城内さん、今回は大変な試練でしたが、こ
れからもめげずに、わが国の正義と国益のために
がんばつてください。

国家といふものの概念が希薄になつてい
ることの現れだと思います。

**城内 諸外国でも、永住外国人に参政権
を与えていたりする国は、北欧で一部あるくらいで、あとはほとんどありませんね。**

**米田 北欧の場合は、アジアのような多
様性はありません。文化レベル・経済レ
ベル、その他もちろん、國民を規定す
る要素が似ているので、可能なのです。
アジアのように敵対関係があちこちにあ
るという関係で、そんなことはできません。
現に韓国では、外国人に参政権を与
える法案が、国会で否決されています。**

も、地方参政権を行使しません」とはつ
きり言つていました。「自分はおそらく
日本の地で土になるでしようけれど、私
は祖国アメリカに忠誠を誓つつもりでい
ますから、日本の選挙権を行使するのは、
お世話になつた日本国民に対して申し訳
ない」と。これが健全な姿です。

また、日本には猛烈な数の様々な国籍

等の義務が残っています。こういうことに気が付
いていない議員が多い。したがつて、この法案も、
反対派の議員がこの選挙で減つたから、チャンス
だとばかりに出でてくる可能性がありますね。

城内 戰後の日本は性善説に立つていて、國を守
ることに對して、非常に脇の甘い国家になつてい
ます。だから男女共同参画法が、あまり疑問を持
たれず、すと通つてしまつたりするんです。米
田先生が、議員のときにがんばつて在日外国人参
政の法案に反対してこなけば、これもあつさ
り通つてしまつたかもしれない。議員もほとんど
人が法案をよく読んでいないだろうし、危険な
部分に気が付かない。人権擁護法案も私やだれか
が言い出さなければ、衆議院、参議院とも、すで
に通つていたかもしれない。政策は、國の方向性
をきちつと踏まえなければいけませんが、現状で
は、官僚と一部の人が作つた法案をすと通して
しまつ面があると思います。郵政民営化法案もそ
うかもしれません、こういう法案について、知
れば知るほど、何とかしなければいけないと思
います。郵政法案の場合は、自民党内の主要な郵
民営化の委員、つまり法案の中身を最も熟知して
いるメンバーは結局、ほぼ全員反対していました。
米田 ただでさえ、日本はスペイ天国だと言わ
れます。選挙権だけでも、与えれば、自國のコ
ントロール下におくことのできる議員を生み出す
ことになります。票を集めてやるから出馬しろ、
と言えば、出たがりやの人はどんどん出るでしょ
う。外国人の多い地方都市では特に顕著でしょ
う。そういう意味では、治安上危機になりますね。
まさに合法的に破壊工作やスパイ行為に手を貸す
ことになりかねない。

城内 まつたくその通りで、日本は脇が甘い民主
主義国家です。私はドイツに10年いたのですが、
ドイツはナチスの経験もあるので、人権等には敏
感で、自由や人権を一部制限しても、全体主義
から民主主義と自由を守る、「戦う民主主義」で
した。それに比べると、日本は緊張感が足りない
と感じます。これから国際的な時代に、日本も
見習った方がいいのではないかと思います。
米田 城内さん、今回は大変な試練でしたが、こ
れからもめげずに、わが国の正義と国益のために
がんばつてください。